○厚生労働省告示第三十三号

労 働 安 全 衛 生法 (昭 和 匹 + 七 年 法 律 第 五. 十七号) 第三十七条第二項、 第 四 十二条 及 び 第 百 十三条 \mathcal{O}

規 定 に 基づき、 クレ] ン 又 は 移 動 式 ク レ ン \mathcal{O} 過 負 荷 防 止 装置 構 造 規 格 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告示 を 次

のように定める。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

ク ĺ] ン 又 は 移 動 式 ク レ ン 0 過 負 荷 防 止 装置 構 造 規 格 等 \mathcal{O} 部 を 改 正する 告示

ク レ ン 又 は 移 動 式 ク レ ン \mathcal{O} 過 負 荷 防 止 装 置 構 造 規 格 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 ク レ] ン 又 は 移 動 式 ク V ン \mathcal{O} 過 負 荷 防 止 装 置 構 造 規 格 昭 和 兀 + 七 年 労 働 省 告 示 第 八 +

号)の一部を次のように改正する。

次 0 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げる規定 の傍線 を付 L た部分をこれに対応する改正後欄 に掲げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

める基準に適合するものであること。 規格C八三二五―一九六三(交流電磁開閉器)の温度試験の項に定の他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業の側で気を通ぎるのであること。	定める温度試験の基準に適一タスタータ―第一節:電●の一―四―一(低圧開閉装通ずる部分は、温度につい
の項に定める基準に適合するものであること。 「五―一九六三(交流電磁開閉器)の絶縁抵抗試験及び耐電圧試験 一、接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間の絶 第五条 電気式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほか (絶縁効力等)	定める耐電圧試験の基準に適合するものであること。 、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。 、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。 一─四── (低圧開閉装置及び制御装置─第四部:接触器及びモ ○──四── (低圧開閉装置及び制御装置─第四部:接触器及びモ ○──四── (低圧開閉装置及び制御装置─第四部:接触器及びモ ○────────────────────────────────────
改正前	改正後

(エレベーター構造規格の一部改正)

第二 規 \mathcal{O} る 条 規 定 は 重 次 定 で 改 傍 \mathcal{O} 線 改 正 \mathcal{O} 表 工 を 正 傍 前 に V 後 欄 付 線 ょ ベ 欄 り、 に を 付 L 撂 た に タ ک げ 規 改 L る た 定 れ 正 構 に 対 部 造 前 以 象 分 対 欄 規 応す 規定 下こ \mathcal{O} に 格 ょ 掲 平 うに るも を改 0 げ 条 る 成 \mathcal{O} 正 に 改 規 五. を掲 め、 定 年 後 お 欄 7) 労 \mathcal{O} げ て 改 に 傍 働 て 掲 正 線 省 \neg 対 告 げ 7 前 を 象 示 る対 な 欄 付 規定」 7 第 及 L ŧ 象 C_{i} た 九 十 一 \mathcal{O} 規定として移 改 部 とい は、 正 分をこ 号) 後 これを削 う。 欄 に 0) れ に 対 応 動 は、 順 部 る。 し、 を L 次 そ て 対 次 撂 \mathcal{O} 改 応 \mathcal{O} よう 正 標 げ す 前 る る 記 欄 そ 改 に 部 に 改 \mathcal{O} 分 正 掲 が 標 正 後 げ す 異 記 欄 る。 る な 部 に 対 掲 る 分 象 に げ

定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が第四十三条 次の各号のいずれかに該当するエレベーターで前各章の規(適用除外)	基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難第四十三条 エレベーターのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に(適用除外)
び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり、まくれ及(穴あけ)	生じない方法によってあけられていなければならない。第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが(穴あけ)
(材料) (科料) (科学) (科科) (科科)	(材料) 第一条 (略) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (非常止め装置等) (非常止め装置等) (非常止め装置等) (非常止め装置等) (略) (本) (略) (本) (略) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で
改 正 前	改正後

は、適用しない。 ものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合する

(削る)

は、この告示の関係規定は、適用しない。前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合に

 $\parallel \parallel \parallel$ 特殊な構造のエレベーター輸入したエレベーター

(ゴンドラ構造規格の一部改正)

第三条 ゴ ン K · ラ 構 造 規 格 伞 成 六 年 労 働 省 告示第二十六号) (T) 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

 \mathcal{O} る 規 は 重 次 傍 定 改 \mathcal{O} 線 正 \mathcal{O} 表 傍 を に 前 欄 付 線 ょ を付 り、 に L 掲 た げ 規 改 L る対 定 た 正 部 前 以 象 分 欄 規定 下この \mathcal{O} に ように 掲 を改 げ 条 る 正 に 改 規 後欄 め、 定 お 7) \mathcal{O} に て 改 傍 撂 線 正 対 げ を 前 象 付 る対 欄 規定」 した 及 象 \mathcal{U} 改 規定として移 部分をこ とい 正 後 う。 欄 に れ 対 に 動 応 は、 順 し、 L 次 その 7 対 撂 応 改 正 標 げ す るそ る 前 記 欄 改 部 に 分 正 \mathcal{O} 撂 が 標 後 げ 異 欄 記 る な 部 に 対 る 掲 分 象 に げ

規

定

で

改

正

後

欄

にこ

れ

に

対

応す

るも

 \mathcal{O}

を掲

げ

て

7

な

7

ŧ

 \mathcal{O}

は、

これを削

る。

構造用角形鋼管)に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼管)に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六(一般用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼(略)	種類	第四条(略)(溶接部に係る許容応力の値)	(材料) 第一条 (略) 一 (略) (削る) 二・三 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 二 (略) 二 (1) 二 (改 正 後
造用角形鋼管)に定めるSTKR四九〇の規格に適合する鋼材)に定めるSTK四九〇又は日本工業規格G三四六六(一般構用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼管(略)	種類 (略) 機 数	第四条(略)(溶接部に係る許容応力の値)	(材料) 第一条 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 二 日本工業規格G三一〇四(リベット用丸鋼) 二 日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼管)に定めるSTK四八〇川、一、(略) 三・四(〇又はSTK四九〇)「アルミニウム及びアルミニウム合金中出形材)に定めるA六〇六一S―T六、A六〇六三S―T六、A六〇〇一S―T五又はA六N〇一S―T六、A六〇〇六三S―T六、A六〇〇一S―T五又はA六N〇一S―T六、A六〇〇一S―T五又はA六N〇一S―T六、A六〇〇一S―T五又はA六N〇一S―T六、A六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	改正前

第四十五条 2 第二十八条 2 • 第三十八条 兀 適用しない。 と同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、 のについて、 き製造されたものであって、 生じない方法によってあけられていなければならない。 <u>·</u> (削る) (削る) (穴あけ (削る) (適用除外) 器及びモー いて、日本工業規格C八二〇 (略 材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、 (略 第四部:接触器及びモータスターター (略 (略) ゴンドラのうち、 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 (略) 厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するもの タスタータ)に定める基準に適合するものであること。 | 前各章の規定を適用することが困難なも 特殊な構造のもの又は国際規格等に基づ 应 (低圧開閉装置及び制御装 第 節 かえり及び割れが : 電気機械式接触 耐電圧試験にお 第四十五条 第三十八条 第一 2 2 • 3 **によらなければならない。 この告示の関係規定は、 章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、 適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各 兀 (穴あけ) 一十八条) に定める基準に適合すび耐電圧試験において、 (適用除外) を、 ドリルを用いてあけられていること。 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、 かえり及びまくれがないこと。 輸入したゴンドラ に定める基準に適合するものであること。 略 Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 (略) (略) 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 次の各号のいずれかに該当するゴンドラで前各章の規定を (略) 適用しない。 日本工業規格C八三二 五. 次に定めるところ (交流電磁開閉器 絶縁抵抗試験及

(削る)

特殊な構造のゴンドラ

ク ン 構 造 規 格 の 一 部 改 正

第

四 \mathcal{O} る 条 は 重 規 次 定 改 傍 \mathcal{O} 線 改 正 \mathcal{O} 表 ク を 傍 に レ 前 欄 付 線 ょ り、 に を 付 ン L 撂 た 構 げ 規 改 造 L る た 定 れ 規 正 対 部 格 以 前 象 分 対 欄 平 応す 規定 下こ \mathcal{O} に ょ 掲 成 うに を改 0 げ 七 年 条 る 正 に 改 規 労 を掲 め、 後 お 定 働 欄 1 省 \mathcal{O} 告示 げ て 改 に 傍 掲 線 正 \neg 対 第百 げ 7 前 を 象 る対 欄 付 規定」 7 三 及 L $\overline{+}$ た 象 \mathcal{U} 部 兀 規定として移 改 とい | 号 分を は、 正 後 これを削 う。 欄 \sum_{i} \mathcal{O} に れ に 対 部 動 応 は、 順 を る。 し、 L 次 次 そ 7 対 \mathcal{O} 撂 \mathcal{O} ように 改 応 正 標 げ す 前 る る 記 欄 そ 改 改 部 に 正 \mathcal{O} 分 正 掲 が 標 す 後 る。 げ 異 記 欄 る に な 部 対 る 掲 分 象 に げ

規

定

で

正

後

欄

に ک

に

るも

 \mathcal{O}

て

な

ŧ

 \mathcal{O}

第一条 2 第 H・川 (略) K四○○、STK四九○又はSTK五四○ 二 5 五 備考 工の方 法 溶接加 (削る) (材料) 3 (溶接部に係る許容応力の値 (略 日本工業規格G三四四四 般構造用角形鋼管)に定めるSTKR四九○に適合する鋼材を 炭素鋼鋼管)に定める一八種又は日本工業規格G三四六六(一 四九〇C、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管 めるSN四○○B、SN四○○C、 鋼板)、日本工業規格G三一三六(建築構造用圧延鋼材)に定 間圧延鋼材)、 用圧延鋼材)、日本工業規格G三一一四 に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五(機械構造用 (略) Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 この表において、 (略) (略) (略) 略 鋼材の 種類 (略) 日本工業規格G三一二八(溶接構造用高降伏点 略 係 Aは日本工業規格G三一〇六 改 (一般構造用炭素鋼鋼管) 正 後 SN四九○B若しくはSN (溶接構造用耐候性熱 (溶接構 に定めるST 数 第 2 第 2 • 3 四条 七 日本工業規格G三四四 溶接加 工の方 備考 法 (材料) 3 条 (溶接部に係る許容応力の 四〇〇、STK四九〇又はSTK五四〇 略 用圧延鋼材)、日本工業規格G三一一四 Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 構造用角形鋼管)に定めるSTKR四九○に適合する鋼材を、 素鋼鋼管)に定める一八種又は日本工業規格G三四六六(一般 定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五(機械構造用炭 四九〇C、日本工業規格G三四四四 めるSN四○○B、SN四○○C、SN四九○B若しくはSN 鋼板)、日本工業規格G三一三六(建築構造用圧延鋼材)に定 間圧延鋼材)、日本工業規格G三一二八(溶接構造用高降伏点 日本工業規格G三一〇四 (略) (略) この表において、 (略 鋼材の (略) 種 類 略 係 Aは日本工業規格G三一〇六 値 兀 改 (リベット用丸鋼) 正 般構造用炭素鋼管) 前 (一般構造用炭素鋼管) (溶接構造用耐候性熱 に定めるSTK (溶接構 数

2 第二十五条 第五十七条 第五十一条 三 5 五 適用しない。 と同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、 のについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するもの き製造されたものであって、 生じない方法によってあけられていなければならない (削る) (削る) (削る) (削る) (穴あけ (適用除外) 度試験において、日本工業規格C八二〇一―四― あること。 機械式接触器及びモータスタータ)に定める基準に適合するもので 及び制御装置―第四部:接触器及びモータスタータ―第一節:電気 規格C八二〇 タータ) 触器及びモータスタータ―第 略 動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、 通電部分と前号の外被との間は、 (略) クレーンのうち、 に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 (略) — 四 — - 前各章の規定を適用することが困難なも (低圧開閉装置及び制御装置―第四部: 特殊な構造のもの又は国際規格等に基づ 節:電気機械式接触器及びモータス 耐電圧試験において、 かえり及び割れが 通電部分は、 (低圧開閉装置 日本工業 温 接 第一 第五十七条 次のいずれかに該当するクレーンで前各章の規定を適用す 第五十一条 2 ━ ヾ _ 〃 : ━ ハ ・ : ゝ ・ によらなければならない。 三 5 五 示の関係規定は、適用しない。 定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、 ることが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規 六 動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、 一十五条 (穴あけ) (適用除外) める基準に適合するものであること。 度試験において、日本工業規格C八三二五 おいて、日本工業規格C八三二五 に適合する絶縁効力を有する構造とすること。 (略) ドリルを用いてあけられていること。 通電部分と前号の外被との間は、 特殊な構造のクレーン 輸入したクレーン かえり又はまくれがないこと。 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 (略) (交流電磁開閉器) 絶縁抵抗試験及び耐電圧 (交流電磁開閉器) に定 次に定めるところ 通電部分は、 に定める基準 、この告 試験に

温

		ſ
		-

- 12 -

(移動式クレーン構造規格の一部改正)

第

欄 対 改 部 五. は、 応 に 分 正 次 条 掲 が 後 \mathcal{O} げ 異 そ 7 欄 表 移 な る \mathcal{O} 掲 動 に に る 標 げ 掲 ょ 式 対 り、 象 げ る 記 ク Ł レ そ 部 る 規 \mathcal{O} 定 規 改 は 分 \mathcal{O} 標 改 定 で が 正 ン 改 構 正 同 記 \mathcal{O} 前 部 傍 正 前 欄 造 \mathcal{O} 線 規 後 欄 分 に に二 欄 12 ŧ を 撂 格 に 掲 付 げ \mathcal{O} 平 ک る げ は 重 L る 当 傍 又 規 成 n 該 線 対 定 七 に は 象 対 を 破 年 対 \mathcal{O} 応 規 付 線 労 象 傍 定 規 で 線 働 す L 定 た る 囲 を を 省 ŧ 改 を 付 告 規 λ 改 定 だ \mathcal{O} 正 示 L を 後 正 部 又 第 掲 欄 後 以 分 は 百 欄 下 げ 12 \mathcal{O} 破 ک ょ + 掲 に 線 7 掲 う 五. 1 げ \mathcal{O} で 12 号) げ 条 る 囲 な 1 対 る 12 改 W だ 象 ŧ お め、 \mathcal{O} £ 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 部 __ 定と は て 改 部 \mathcal{O} 分 よう を を 正 L 対 ک 次 前 K 7 象 れ \mathcal{O} 欄 れ 改 を 移 規 ょ に 及 め、 定 削 う 動 U 順 Ļ 改 に り、 次 لح そ 対 改 正 改 改 正 \mathcal{O} 1 後 応 す う。 標 欄 す 正 正 る。 後 前 記 に る

欄

に

掲

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

前

欄

に

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

掲

げ

7

1

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

は

ک

れ

を

加

え

る。

第二節 基準等	(材料) (略) (材料) (略) (材料) (格) (材料) (材料) (格) (材料) (材料)	附則 第三章 (略) 第三章 (略) 第三章 (第十一条—第十六条)	限 許 構 準 略 部	改正後
第二節 許容応力	(材料) (略) (材料) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	附則第二章~第五章 (略)	第一章 構造部分等 第一節 (略) 第二節 許容応力(第三条—第十二条) 第三節 荷重(第七条—第十二条) 第五節 安定度(第十三条—第十六条)	改正前

(構造部分の基準)

第二条の二 部分 するものでなければならない。 応力設計法の基準又は第三款に規定する限界状態設計法の基準に適合 (以下「構造部分」という。)については、次款に規定する許容 第一条本文の鋼材により構成される移動式クレーンの構造

第二款 || 許容応力の値

第一目

(鋼材に係る許容応力の値)

第三条 引張応力の値、許容圧縮応力の値、 た値とする。 力の値及び許容支え圧応力の値は、それぞれ次の式により計算して得 第一条本文の鋼材に係る許容応力設計法の計算に使用する許容 許容曲げ応力の値、 許容せん断応

2 応力の値は、 第一条本文の鋼材に係る許容応力設計法の計算に使用する許容座屈 次の式により計算して得た値とする。

(溶接部に係る許容応力の値

第四条 じて、 応力 法がすみ肉溶接である場合には、許容せん断応力の値)に、次の表の項の規定にかかわらず、同項に規定するそれぞれの値(溶接加工の方 上欄に掲げる溶接加工の方法及び同表の中欄に掲げる鋼材の種類に応 (許容支え圧応力及び許容座屈応力を除く。)の値は、前条第一 それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とする。 構造部分の溶接部に係る許容応力設計法の計算に使用する許容

(新設)

(鋼材に係る許容応力の値

第三条 え圧応力の値は、それぞれ次の式により計算して得た値とする。 容圧縮応力の値、許容曲げ応力の値、 第一条本文の鋼材に係る計算に使用する許容引張応力の値、 許容せん断応力の値及び許容支 許

式により計算して得た値とする。

第一条本文の鋼材に係る計算に使用する許容座屈応力の値は、

2

(略)

(溶接部に係る許容応力の値)

第四条 欄に掲げる溶接加工の方法及び同表の中欄に掲げる鋼材の種類に応じ がすみ肉溶接である場合には、 力(許容支え圧応力及び許容座屈応力を除く。)の値は、前条第一項 の規定にかかわらず、同項に規定するそれぞれの値(溶接加工の方法 (以 下 第一条本文の鋼材により構成される移動式クレーンの構造部分 「構造部分」という。)の溶接部に係る計算に使用する許容応 許容せん断応力の値)に、次の表の上

工の方 溶接加 て、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とする。 法 鋼材の 種類 略 係 数

工の方 溶接加

鋼材の 種

係

数

類

略

次

0

(略)

四九〇C、日本工業規格G三四四四 鋼板)、日本工業規格G三一三六(建築構造用圧延鋼材) 間圧延鋼材) 用圧延鋼材 炭素鋼鋼管)に定める一八種又は日本工業規格G三四六六(一 に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五 めるSN四〇〇B、 〔構造用角形鋼管〕に定めるSTKR四九○に適合する鋼材を Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 この 表に おお 日本工業規格G三一二八 日本工業規格G三一 1 SN四〇〇C、 Aは日本工業規格G三一〇六 <u>一</u> 四 SN四九○B若しくはSN (一般構造用炭素鋼鋼管 (溶接構造用高降伏点 (溶接構造用耐候性熱 (機械構造用 (溶接構造)に定

2 前項の規定にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部 2 前項の規定にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部 2

一~三(略)

3

略

(許容応力の値の特例

(削る)

第二目 荷重

(計算に使用する荷重の種類)

(略)

備考 鋼板 用圧延鋼材) 間圧延鋼材) Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。 定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五 四九〇C、 めるSN四〇〇B、 構造用角形鋼管)に定めるSTKR四九○に適合する鋼材を、 素鋼鋼管) この表にお)、日本工業規格G三一三六 に定める一八種又は日本工業規格G三四六六(一般ⅠK四九○、日本工業規格G三四四五(機械構造用炭 日本工業規格G三四四四 日本工業規格G三一二八 日本工業規格G三一 く SN四〇〇C、 は日本工業規格G三一 (建築構造用圧延鋼材) _ _ 四 SN四九○B若しくはSN 般構造用炭素鋼管)に (溶接構造用高降伏点 (溶接構造用耐候性 〇六 (溶接構 に定

の値は、前条第一項に規定する値とすることができる。許容応力(許容引張応力、許容圧縮応力及び許容曲げ応力に限る。)に掲げるところに該当するときは、当該溶接部に係る計算に使用する分の溶接部(溶接加工の方法が突合せ溶接である場合に限る。)が次分の溶接にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部で値にの規定にかかわらず、放射線試験を行う場合において、構造部でができる。

〜三 (略)

3 (略)

(許容応力の値の特例)

的性質を考慮して厚生労働省労働基準局長が定めるものとする。に係る計算に使用する許容応力の値は、当該材料の化学成分及び機械ることを認めた材料及び当該材料により構成される構造部分の溶接部第五条 第一条ただし書の規定により厚生労働省労働基準局長が使用す

第三節 荷重

(計算に使用する荷重の種類)

第七条 荷重は、 構造部分にかかる荷重のうち許容応力設計法の計算に使用する|第七条 構造部分にかかる荷重のうち計算に使用する荷重は、 次に掲げるとおりとする。 るとおりとする。

次に掲げ

一~四 (略)

(削る)

第三目 強度

(強度計算に係る荷重の組合せ)

、。 において、それぞれ第一目に規定する許容応力の値を超えてはならなにおいて、それぞれ第一目に規定する許容応力の値を超えてはならなが材の断面に生ずる応力の値は、次に掲げる荷重の組合せによる計算第十条 許容応力設計法を用いる場合にあっては、構造部分を構成する!:

- 二 (略)

2 • 3

(略)

第三款 限界状態設計法

第一目 設計限界応力の値

(鋼材に係る設計限界応力の値)

応力の値は、それぞれ次の式により計算して得た値とする。 設計限界垂直応力の値、設計限界せん断応力の値及び設計限界支え圧第十条の二 第一条本文の鋼材に係る限界状態設計法の計算に使用する

$$egin{aligned} \mathbf{f}_{\sigma}_{\mathrm{r}} &= rac{\mathbf{f}_{\mathrm{y}}}{m{\gamma}_{\mathrm{R}}} \ & \mathbf{f}_{ au_{\mathrm{r}}} &= rac{\mathbf{f}_{\mathrm{y}}}{m{\gamma}_{\mathrm{R}} imes \sqrt{3}} \ & \mathbf{f}_{\mathrm{dr}} &= rac{m{lpha} imes \sqrt{\mathbf{f}_{\mathrm{y}}}}{m{\gamma}_{\mathrm{R}}} \end{aligned}$$

の値を表すものとする。 これらの式において、f、γ、f、f、f、f及びαは、それぞれ次

トル) fy 鋼材の降伏点又は耐力(単位 ニュートン毎平方ミリメー

第四節 強度

(新設)

-条 冓造部分を冓戉する部才の釿(強度計算に係る荷重の組合せ)

·二 (略)

2 • 3

(略)

(新設)

、受汁艮界垂直にり(草立 ニュートノ毎平方ミリメートレ造部分の性能照査)に定める値合成抵抗係数で、日本工業規格B八八二九(クレーン―鋼構材料の特性、荷重の種類及び接合部の形状に応じて定まる

) 設計限界垂直応力(単位 ニュートン毎平方ミリメート

14 設計限界支え圧応力(単位 ニュートン毎平方ミリメートル)

構造部材の降伏点又は耐力で除した値) は耐力よりも小さい場合には、ピン材料の降伏点又は耐力をであって、ピン材料の降伏点又は耐力が構造部材の降伏点又 α 1 (ピン接合部の設計限界支え圧応力の値を計算する場合

座屈応力の値は、次の式により計算して得た値とする。
2 第一条本文の鋼材に係る限界状態設計法の計算に使用する設計限界

 $\kappa = rac{\kappa imes \mathrm{f_y}}{1.1}$

とする。 この式において、f゙、κ、及びf゙は、それぞれ次の値を表すもの

工業規格B八八二九(クレーン―鋼構造部分の性能照査)に「有効細長比及び断面形状に応じて定まる低減係数で、日本)」

 $f_{\boldsymbol{k}}$

『鋼材の降伏点又は耐力(単位』ニュートン毎平方ミリメー定める値

(溶接部に係る設計限界応力の値)

トル)

設計限界応力(設計限界支え圧応力及び設計限界座屈応力を除く。)第十条の三 構造部分の溶接部に係る限界状態設計法の計算に使用する

値とする。 の値は、前条第一項の規定にかかわらず、次の式により計算して得た

fu≦fuwの場合

 $egin{aligned} \mathbf{f}_{ ext{w}} &= rac{lpha_{ ext{w}} imes \mathbf{f}_{ ext{y}}}{1.1} \ &> \mathbf{f}_{ ext{uw}}$ の場合

fu>fuwの場合

 $f_w = \frac{\alpha \text{ w} \times f_{uw}}{1.1}$ これらの式において、 f_u 、 f_w 、 α 及びf

を表すものとする。 これらの式において、f、f、f、α及びfyは、それぞれ次の値)

ル) 「一一では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「

。 溶接材料の種類、応力の方向、溶接継手の形態、応力の種トル) ・ 溶接部の設計限界応力(単位 ニュートン毎平方ミリメー

に定める値本工業規格B八八二九(クレーン―鋼構造部分の性能照査)本工業規格B八八二九(クレーン―鋼構造部分の性能照査)類及び鋼材の降伏点又は耐力の値に応じて定まる係数で、日落技材料の種類、成プの対応、落技料目の用館、成プの程

ン毎平方ミリメートル) 溶接部に使用する鋼材の降伏点又は耐力(単位 ニュート

界応力の値について準用する。第十条の四の第五条の規定は、限界状態設計法の計算に使用する設計限

(設計限界応力の値の特例)

第二目 荷重

(計算に使用する荷重の種類)

する荷重は、次に掲げるとおりとする。第十条の五一構造部分にかかる荷重のうち限界状態設計法の計算に使用

次に掲げる定常荷重

移動式クレーンの質量による荷重

定格総荷重

駆動による荷重 平たんでない場所の走行による荷重

非定常荷重のうち作業中の風荷重 次に掲げる特殊荷重

地上に置かれた荷のつり上げによる荷重

休止時の風荷重 試験荷重

非常停止による荷重

(風荷重 第九条の規定は、

第十条の六 うち作業中の風荷重」と読み替えるものとする。 風荷重について準用する。この場合において、第九条第一項中「第七 条第四号の風荷重」とあるのは、 前条第二号の非定常荷重のうち作業中の 「第十条の五第二号の非定常荷重の

q=83⁴√h」とあるのは「q=980⁴√h」と読み替えるものとする るのは「第十条の五第三号ロの休止時の風荷重」と、同条第二項中「 この場合において、 第九条の規定は、前条第三号ロの休止時の風荷重について準用する 第九条第一項中「第七条第四号の風荷重」とあ

試験荷重

第十条の七 二五を乗じた値とする。 第十条の五第三号ハの試験荷重の値は、 定格総荷重に

第三目 強度

(強度計算に係る荷重の組合せ)

第十条の八 限界状態設計法を用いる場合にあっては、 構造部分を構成

- 20 -

AGM Livit Rook No. せによる計算において、それぞれ第一目に規定する設計限界応力の値する部材の断面に生ずる応力の値は、次に掲げる荷重又は荷重の組合

- 重の組合せ を動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び駆動による荷を超えてはならない。
- 一 平たんでない場所の走行による荷重
- 重並びに作業中の風荷重の組合せ 一 移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び駆動による荷
- げによる荷重の組合せ五 移動式クレーンの質量による荷重及び地上に置かれた荷のつり上四 平たんでない場所の走行による荷重及び作業中の風荷重の組合せ
- 重の組合せ
 、移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び休止時の風荷
- る荷重の組合せ、の質量による荷重、定格総荷重及び非常停止により、移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び非常停止によ
- 係数及び動的影響係数を乗じるものとする。 合せに関する設計原則―第二部:移動式クレーン)に定める部分荷重の荷重に日本工業規格B八八三三―二(クレーン―荷重及び荷重の組2 前項各号の荷重又は荷重の組合せによる計算においては、それぞれ

第三節 安全性等

せについては、

省略することができる。

(疲れ強さに対する安全性)

(新設)

(疲れ強さに対する安全性

一	(前方安定度) (前方安定度) (前方安定度) (前方安定度) (前方安定度) (前方安定度) (前方安定度に) (前方安定度に影響がある質量は、移動式クレーンが次の状態にあるものとして計算するものとする。 し最も不利となる状態にあること。 こ 水平かつ堅固な面の上にあること。	安(第十一条 (略)
に適合する絶縁効力を有する構造とすること。	(前方安定度) (前方安	安第	第十一条 (略)

第四十五条 第三十九条 第二十七条 三 • 定は、 るものと同等以上の性能があると認めた場合には、 難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合す 生じない方法によってあけられていなければならない 荷重計を除く。)を備えるものにあっては、この限りでない。 外の過負荷を防止するための装置(次条第一項に規定する安全弁及び ばならない。ただし、次に掲げる移動式クレーンで過負荷防止装置以 Ŧī. に基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困 (削る) (削る) (削る) (削る) (穴あけ (過負荷防止装置) 度試験において、 あること。 機械式接触器及び 及び制御装置— タータ) 兀 動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、 適用しない。 (略) 移動式クレーンは、過負荷防止装置を備えるものでなけれ に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること 移動式クレーンのうち、 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 第四部: 日本工業規格C八二〇 モータスタータ) 接触器及び 特殊な構造のもの又は国際規格等 に定める基準に適合するもので モータスタータ―第 应 この告示の関係規 かえり及び割れが 通電部分は、 (低圧開閉装置 節:電気 温 第四十五条 第三十九条 第二十七条 移動式クレーンは、 || こことの によらなければならない。 この告示の関係規定は、適用しない。 三 · 四 章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各 外の過負荷を防止するための装置(次条第一項に規定する安全弁を除 ばならない。ただし、次に掲げる移動式クレーンで過負荷防止装置以 く。)を備えるものにあっては、この限りでない。 Ŧī. (穴あけ) ·二 (略) (過負荷防止装置 める基準に適合するものであること。 度試験において、 ドリルを用いてあけられていること。 動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、 かえり又はまくれがないこと。 特殊な構造の移動式クレーン 輸入した移動式クレーン 次のいずれかに該当する移動式クレーンで前各章の規定を 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、 日本工業規格C八三 過負荷防止装置を備えるものでなけれ $\overline{\mathcal{H}}$ (交流電磁開閉器) 次に定めるところ 通電部分は、 に定

温

附則

(適用期日)

1 \mathcal{O} 告 示 は 平 成 + 年 月 日 か 5 適 用 す

(経過措置)

2 亚 成 三十 -年三月 日 に お 1 て、 現 に 製 造 L 7 1 る 移 動 式 ク レ ン 又 は 現 に 存 す る 移 動 式 ク レ

 \mathcal{O} 規 格 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 前 項 12 規 定 す る 移 動 式 ク V ン 以 外 \mathcal{O} 移 動 式 ク V ン で、 平 成 三 + 年 三 月 日 前 に 製 造 さ れ た

移 動 式 ク レ ン 又 は 同 日 に お 1 て 現 に 製 造 L 7 11 る 移 動 式 ク レ ン \mathcal{O} 規 格 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O}

例によることができる。

4 前 項 に 規 定す る 移 動 式 ク V ン 以 外 \mathcal{O} 移 動 式 ク レ] ン で、 平 成 三十 年三 月 日 前 に 製 造 さ れ

た 移 動 式 ク V \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 移 動 式 ク V ン 構 造 規 格 に 適 合す る Ł \mathcal{O} 12 限 る。 لح

同 \mathcal{O} 設 計 に ょ り 同 年 九 月 __ 日 前 に 製 造 さ れ た 移 動 式 ク V ン \mathcal{O} 前 方 安 定 度 \mathcal{O} 値 に 0 1 7 は な な

従前の例による。

5 前 項 \mathcal{O} 規 定 は れ 5 \mathcal{O} 項 に 規 定 す る 移 動 式 ク レ ン 又 は そ \mathcal{O} 部 分 が \mathcal{O} 告 示 12 ょ る 改 正 後 \mathcal{O}

移 動 式 ク V 構 造 規 格 に 適 合 す る に 至 0 た 後 12 お け る 当 該 移 動 式 ク V ン 又 は そ \mathcal{O} 部 分 12 0 1 7

は、適用しない。